部 課 室

出 **上機関**

奈良県職員服務規程 令和二年四月一 日 (昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号) から施行する。 の一部を次 のように改

令和二年三月三十 一日

奈良県. 知事 荒 正

第二条中第七号を削 り、 第六号を第七号とし、 第五号を第六号とし、 第四号の 次に次

 \mathcal{O}

一号を加える

同号エ を除 興監」 長及びまちづ までを二号ずつ繰り下げ、 同条第三十二号とし、 政文書管理規程」の下に「(昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号) 材マネジメント課長」に改め、同号を同条第三十三号とし、 「観光局次長」 を 五. 第二条第三十一号中 「オ」 を からカまでを次のように改める。 南部東部振興監 「南部東部振興監、 に改め、 部技監、 くり推進局次長を除く。 を「こども・ 同号ウ中 政策官」に、 同条中第二十九号を第三十一号とし、 「総務部人事課長 規則第三条第三項に規定する南部東部振興監をい 同条第二十三号ア中 女性局次長」 危機管理監、 「及び国際課」 「オからクまで」 $\stackrel{\smile}{}$ (以 下 に、 知事公室長、 を「観光局次長及び地域デザ を 「人事課長」 乛 「危機管理監、 「こども 国際課及び市町村振興課」 を 政策統括官」に改め、 「工、 女性局次長、 という。 第二十四号から第二十八号 同条第三十号中 キからケまで」に、 知事公室長、 景 観 • を イン推 を加え、 南部東部振 「奈良県行 行行 進局 に改 同号 環境局次 同号を 政 次長 「エ 中

- 工 振興室の 南部東部振興課の 課の室長 課長並びに奥大和移住 南部東部振興監 交流推進室及びうだ・ ア = 7 ル パ
- 才 が 主管する出先機関の所長 防災統括室、 消防救急課及び安全・安心まちづくり推進課 危機管理監 の課長並 びに当該 課
- 力 庭課の こども 課長並びに当該課が主管する出先機関の所長 女性局次長並びに女性活躍推進課、 奈良っ子はぐく こども 女性局長 み課及びこども家
- に に改める。 第二条第二十三号ク中 「所管する」 を 「主管する」 に改め 同号ケ及び コを次 \mathcal{O} よう
- 観光局次長並び にならの)観光力· 向 上課 \mathcal{O} 課長、 イ ン バ ウ シ ド 戦略 宿泊 力 向上

室 に 当該 の課の室長、 課及び室が主管する出先機関 観光プロ 七 シ 彐 ン 課 \mathcal{O} 所長 の課長及び 観光局長 Μ Ι CE推進室の課の室長並 び

コ 防災拠点整備課の まちづ くりプロ 課長並 ジ エ クト推進課、 びに当該課が主管する出先機関 リニア推進・ 地域交通対策課 \mathcal{O} 所長 及 政策 び 統 大 括 規

長並びに」を「地域デザイン推進局次長並びにまちづくり連携推進課 同号を同条第二十五号とし、 まいまちづくり課」 政策室の に都市計画室及び大宮通り新ホテル 一号までを二号ずつ繰り下げ、 十 五 第二条第二十三号サ中 政策官 課の室長、 規則第三条第四項第一号に規定する道路政策官及び河川 に、 公園緑地課の 「まちづくり推進局次長並びに地域デザ 「まちづくり推進局長」を 同条中第二十二号を第二十四号とし、 第十三号を第十四号とし、 課長、 • 交流拠点事業室の に、 「並びに住まいまちづくり課」 「地域デザイン推進局長」 課の室長並 同号の次に次 イン推進課 $\overline{\mathcal{U}}$ 第十四号から第二十 に \mathcal{O} 課長、 公園緑 \mathcal{O} 政策官 一号を加える の課長並 に改め、 を、、、 県土利用 地課 課 U

号の 性局長」 くり 条第八号中 第二条中第十二号を第十三号とし、 次に次 推進局長」 を \mathcal{O} 「及び 「観光局長」 一号を加える。 を 医療政策局長」 「地域デザ を「こども・ イ に、 推進局長」 第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下 女性局長」に、 「景観・環境局長」 に改め、 同号を同条第九号と 乛 を 医療政策局長及びこども 「観光局長」 に、 同条第七 「まちづ げ、 女 同

政策統括官 規則第三条第三項に規定する政策統括官をい

第四条の二中「人事課長」を「所属長」に改める。

える。 第十二条の二第三項中 「場合は、 __ の下に 「行政 人材 マネジメン 課長及び」 を加

第三号様式の二及び第三号様式の三中 「人事課長 戮」 を

瀝」に改める。